

公益財団法人宮崎県スポーツ協会後援等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行う共催、後援、協力等（以下「後援等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(承認基準等)

第2条 本会が行う後援等は、定款第3条の目的に合致していると認められる場合に行うものとし、次に該当する場合は後援等を行わない。

- (1) 定款の目的に合致しないと認められるもの
- (2) 営利を目的とするもの。ただし、入場料、参加料等を徴収している場合、その料金等が事業目的、内容から判断して適正と認められる場合はこの限りでない。
- (3) 金品の寄付、援助、事業の参加等を強要するもの又はその外形から判断して強要していると参加者に誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) 特定の思想、信条の普及、宣伝を目的とすると認められるもの
- (5) 政治的又は思想的に世論が大きく分かれる内容であると認められるもの
- (6) 特定の地域、特定の団体等一部の者を対象とするもの
- (7) 行事の実施に当たり運営上の問題があるもの
- (8) 後援等の際し本会に経費の負担を求めるもの
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるもの
- (10) その他、特に後援等を行うことが適当でないと認められるもの

2 後援等を行う行事の主催者は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる公共的団体
- (2) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人。ただし、実質的に活動を休止しているもの及び本会から改善等の指導を受けているものを除く。
- (3) 体育・スポーツの振興に寄与すると認められる活動を継続的に行っている団体
- (4) 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会等
- (5) 過去に国又は他の都道府県教育委員会、公益財団法人日本スポーツ協会又は他の都道府県体育・スポーツ協会の後援を受けた実績のある行事と同一の行事を県内で行うために結成された団体
- (6) 体育・スポーツを目的とする行事の本県開催の趣旨に賛同した者により構成された団体で、当該行事の開催以外の活動を行わないもの
- (7) その他、会長が適当と認めるもの

(申請)

第3条 本会に後援等の申請を行う場合は、次の事項を記載した申請書（様式1）を、会長に提出しなければならない。

- (1) 行事に関する事項
 - ア 行事の名称、趣旨・目的及び内容
 - イ 行事対象者の範囲及び人数
 - ウ 実施日時及び場所

エ 入場料、参加料等の行事対象者負担金の有無及び金額

(2) 主催者に関する事項

ア 主催者の名称

イ 主催者を代表する者の氏名、住所及び役職名

ウ 組織構成及び構成員数

エ 年間の主な活動

オ 共催者がある場合は共催者の名称

(3) 他の後援者等の名称

(4) 後援等を必要とする理由

(5) 過去における後援等の状況

(6) 申請事務取扱者の氏名、住所、電話番号等の連絡先

2 前項のほか必要がある場合は、行事の内容等に係る資料を求めるものとする。

(後援名義)

第4条 後援等の名義は、「公益財団法人宮崎県スポーツ協会」とする。

(承認)

第5条 会長は、申請内容を審査し、承認又は不承認の旨を申請者に回答する。

2 会長は、承認する場合には、必要に応じて条件を付することができる。

(報告)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、後援等を行った行事の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 主催者は、行事が終了した場合は、その結果を行事実施報告書(様式2)により、会長に報告しなければならない。

(取消)

第7条 会長は、後援等を行った行事の内容、実施状況等が申請内容と異なり若しくは承認の条件に違反する場合は、主催者に対し是正を求め又は後援等の承認を取消すものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本会の後援等に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成30年6月5日 一部改正

3 令和 2年3月3日 一部改正